

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 平成27年度における業務の概況

(1) DV、ストーカー及び児童虐待の被害者を対象とする法的支援の検討

特定侵害行為（つきまとい等、児童虐待及び配偶者からの暴力）の被害を現に受けている疑いのある方を対象にした法律相談援助事業の新設を含む「総合法律支援法の一部を改正する法律案」が平成27年3月24日に閣議決定されたことを受け、法テラスでは、平成27年4月以降、法務省や日本弁護士連合会などの関係機関と協議を重ね、新設される援助事業が対象となる方にとって利用しやすい制度になるよう、検討を進めてきた。

同法案がその後、第190回国会での審議を経て、平成28年5月27日に成立したことにより、特定侵害行為の被害者には、資力を問わずに、被害の防止に関して必要な法律相談を実施することができる（ただし、一定の資力がある場合には法律相談費の負担を求める。）ことから、法テラスでは、引き続き、弁護士会や警察などの関係機関との協議を更に深め、公布から2年以内の施行に向けた準備に取り組む予定である。

(2) 犯罪被害者支援業務の充実

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法の要請を受け、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者支援業務の体制を整備してきた。支援に関する法制度や関係機関の情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）紹介を業務開始当初から実施しているほか、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等に弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護士制度」に関する業務、平成25年12月からは被害者参加人への旅費等支給、平成26年4月からは民事法律扶助制度におけるカウンセラー等同席費用の立替えを開始するなど、支援業務を徐々に拡充させ、利用も増加している。

このうち、平成25年12月から開始した被害者参加人への旅費等支給業務では裁判所等と密接に連携しながら、平成27年度に請求された2,594件につき、受理からおおむね2週間以内に支給を行うなど、迅速かつ適切な業務の遂行に努めた。同年度の被害者参加人への旅費等支給額は計1975万7395円であった。

(3) 研修の実施など

平成27年度犯罪被害者支援業務研修では、被害者支援経験の豊かな臨床心理士を講師として招き、犯罪の被害に遭われた方への二次的被害の防止や、支援者に生じる二次受傷（被害者が語る内容や被害者が遭遇した外傷体験を聞くことで、支援する側が精神的に傷つくこと）の予防に関する知識及び対策についての実践的な講義を行い、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。

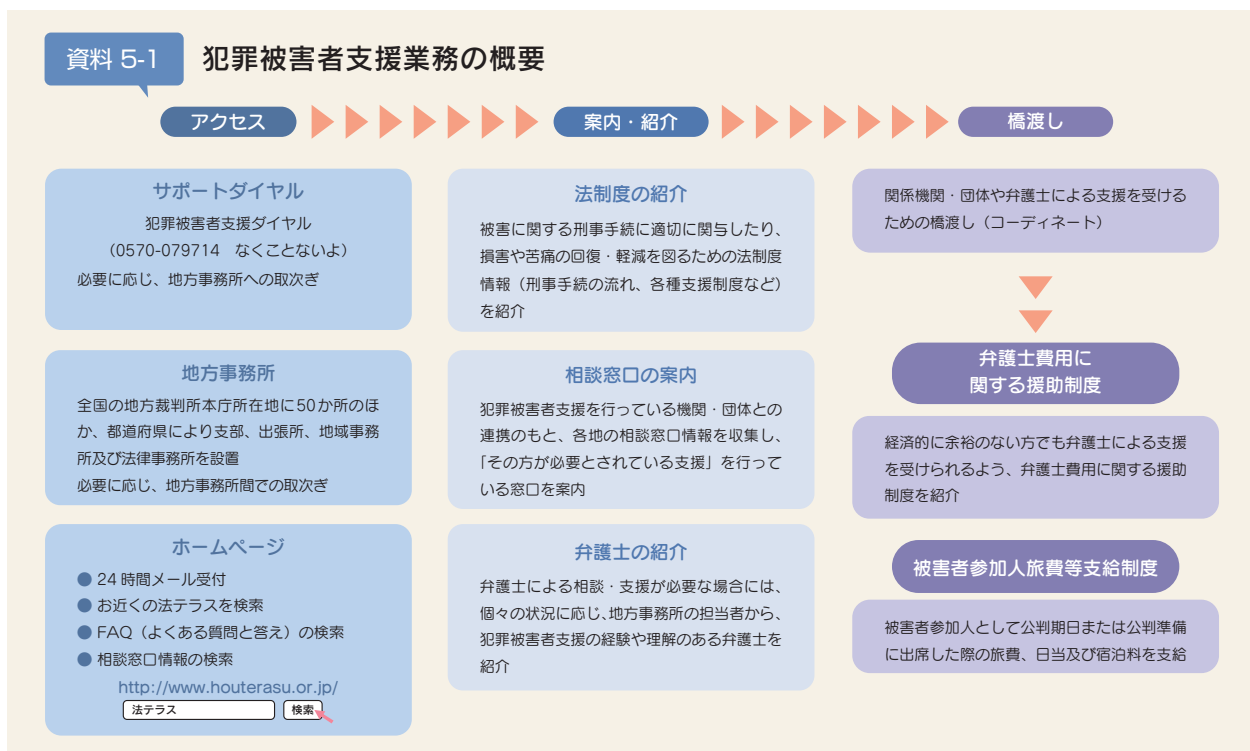
その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう幅広く知識を習得するために、関係機関によって開催される各地の犯罪被害者支援員養成研修や講演会へ積極的に参加することにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上を図るよう努めている。

5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

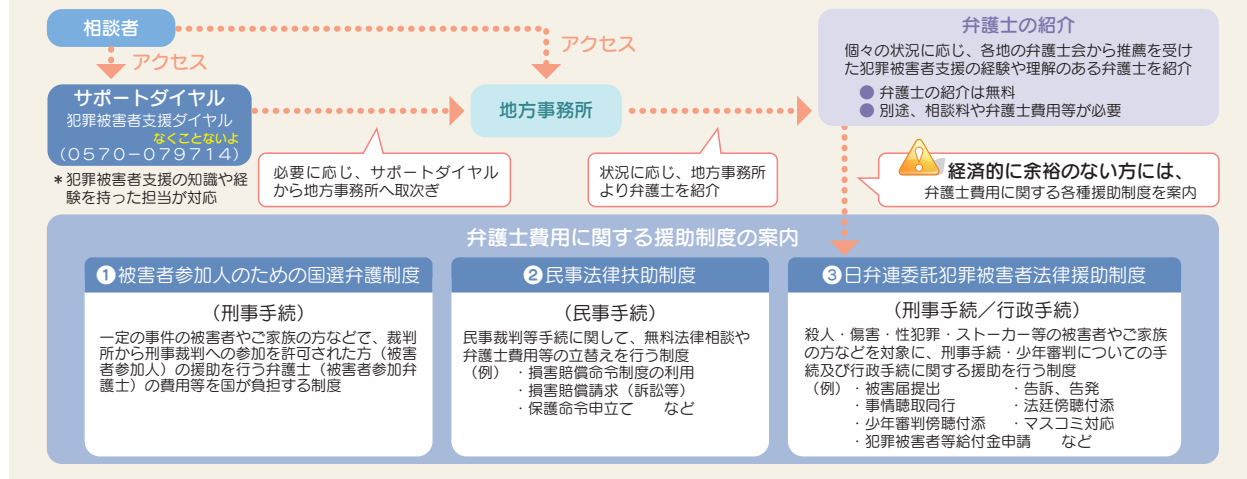
法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- ア 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- イ 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ウ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- エ 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- オ 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



(2) サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）

ア 問合せ件数

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

年度ごとの問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成21年度には10,000件を超え、業務開始から平成27年度末までの問合せ累計は97,769件となった。

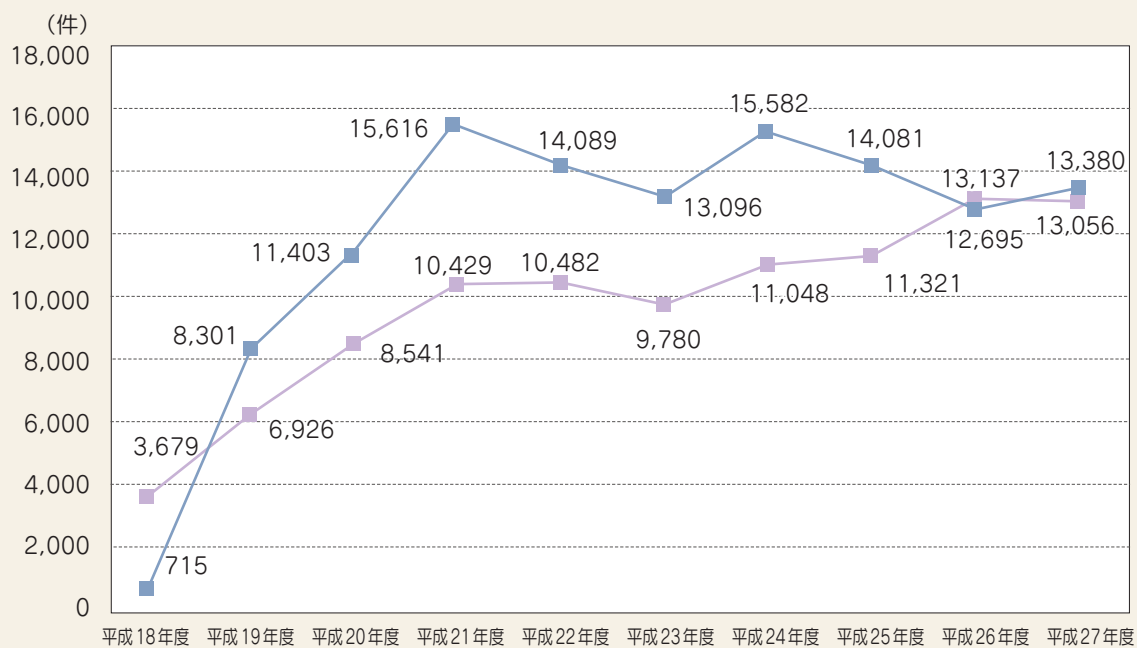
資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移

(件)

問合せ対応実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
犯罪被害者支援ダイヤル	3,679	6,296	8,541	10,429	10,482	9,780	11,048	11,321	13,137	13,056
地方事務所	715	8,301	11,403	15,616	14,089	13,096	15,582	14,081	12,695	13,380

【参考】業務開始(平成18年10月)～平成27年度末の問合せ累計(件)

犯罪被害者支援ダイヤル	97,769
地方事務所	118,958



(注)「地方事務所」の件数は全地方事務所の合計値である。

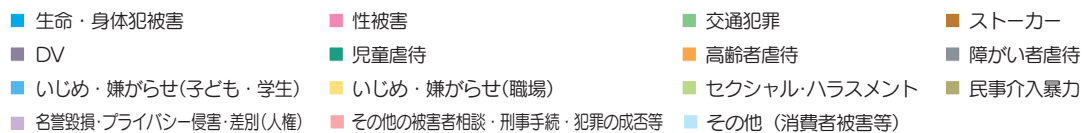
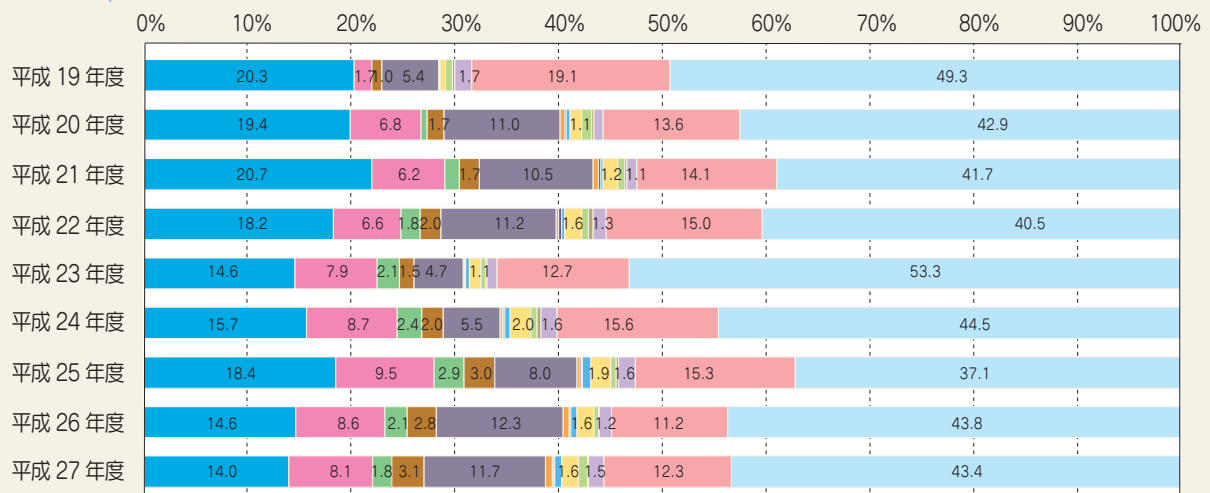
—■— 地方事務所 —■— 犯罪被害者支援ダイヤル

イ 問合せ内容

平成27年度における問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。平成19年度以降、生命・身体犯被害が最も多く、平成27年度においても14.0%で同様の結果であった。DV被害については、前年度と比較して全体に占める割合はやや減少したものの、11.7%と依然高い数値となった。また、架空請求トラブルや高齢者を狙う詐欺など、その他被害の割合はほぼ例年通り4割以上であり、様々な被害に関する問合せに対応している。

資料5-4

犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せ内容の内訳の推移



年度	生命・身体 犯被害	性被害	交通 犯罪	ストー ーカー	DV	児童 虐待	高齢者 虐待	障がい者 虐待	いじめ・ 嫌がらせ (子ども・ 学生)	いじめ・ 嫌がらせ (職場)	セクシャ ル・ハラ スメント	民事介入 暴力	名誉毀損・ プライバ シー侵害・ 差別	その他の被害 者相談・刑事 手続・犯罪の 成否等	その他の 消費者被害 者等
平成19年度	20.3%	1.7%	－	1.0%	5.4%	0.0%	0.0%		0.1%	0.5%	0.7%	0.2%	1.7%	19.1%	49.3%
平成20年度	19.4%	6.8%	0.6%	1.7%	11.0%	0.5%	0.2%		0.3%	1.1%	0.9%	0.2%	0.8%	13.6%	42.9%
平成21年度	20.7%	6.2%	0.9%	1.7%	10.5%	0.4%	0.2%		0.3%	1.2%	0.8%	0.2%	1.1%	14.1%	41.7%
平成22年度	18.2%	6.6%	1.8%	2.0%	11.2%	0.2%	0.2%		0.3%	1.6%	0.6%	0.5%	1.3%	15.0%	40.5%
平成23年度	14.6%	7.9%	2.1%	1.5%	4.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	1.1%	0.4%	0.2%	1.0%	12.7%	53.3%
平成24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	0.4%	1.6%	15.6%	44.5%
平成25年度	18.4%	9.5%	2.9%	3.0%	8.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.9%	1.9%	0.5%	0.3%	1.6%	15.3%	37.1%
平成26年度	14.6%	8.6%	2.1%	2.8%	12.3%	0.5%	0.1%	0.1%	0.6%	1.6%	0.4%	0.1%	1.2%	11.2%	43.8%
平成27年度	14.0%	8.1%	1.8%	3.1%	11.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%	1.6%	0.9%	0.0%	1.5%	12.3%	43.4%

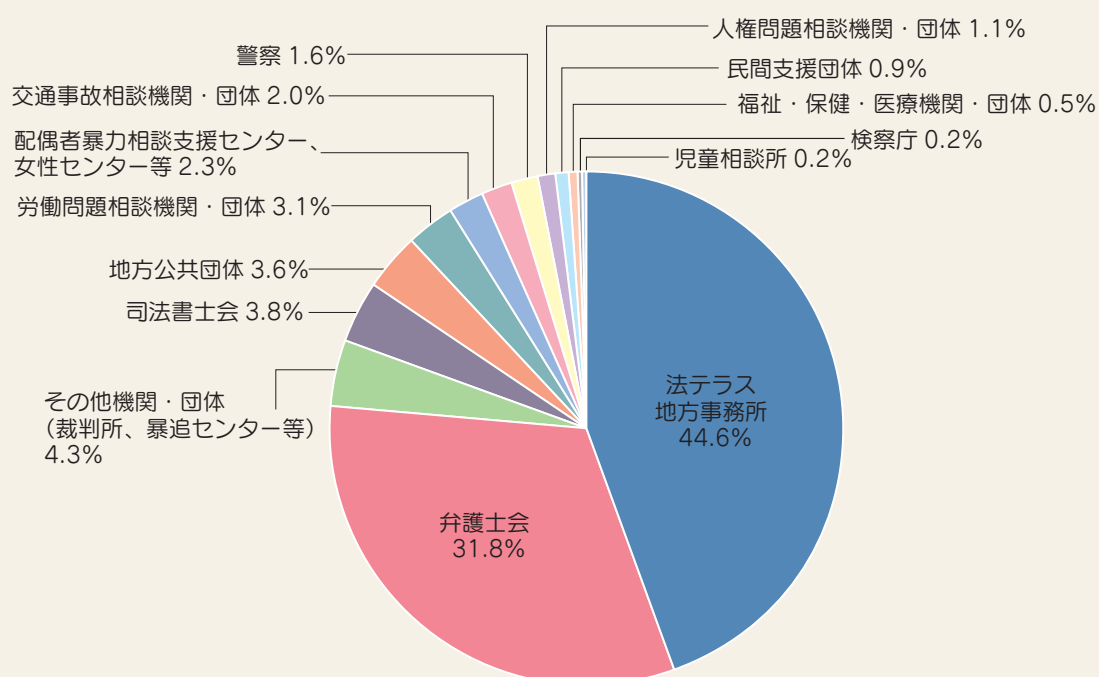
(注1) 平成18年度については、使用していた情報提供システムが異なり、正確な比較集計が難しいため、問合せ分野別内訳の統計は平成19年度から掲載している。

(注2) 障がい者虐待の実績は、平成19年度から平成22年度まで高齢者虐待の実績に含まれて計上されている。高齢者虐待との分類は、平成23年度から始めた。

ウ 紹介先

平成27年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が最も多く44.6%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が31.8%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。DV被害については、警察や配偶者暴力相談支援センターを案内するなど、各被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-5 平成27年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先

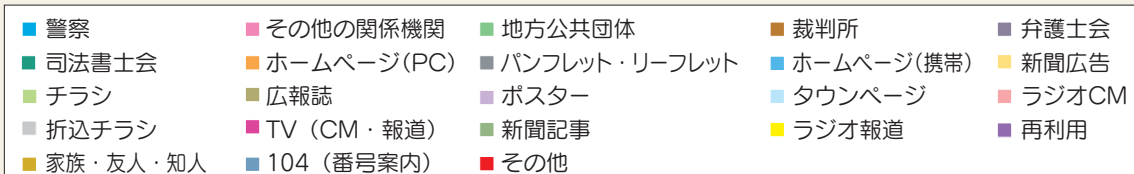
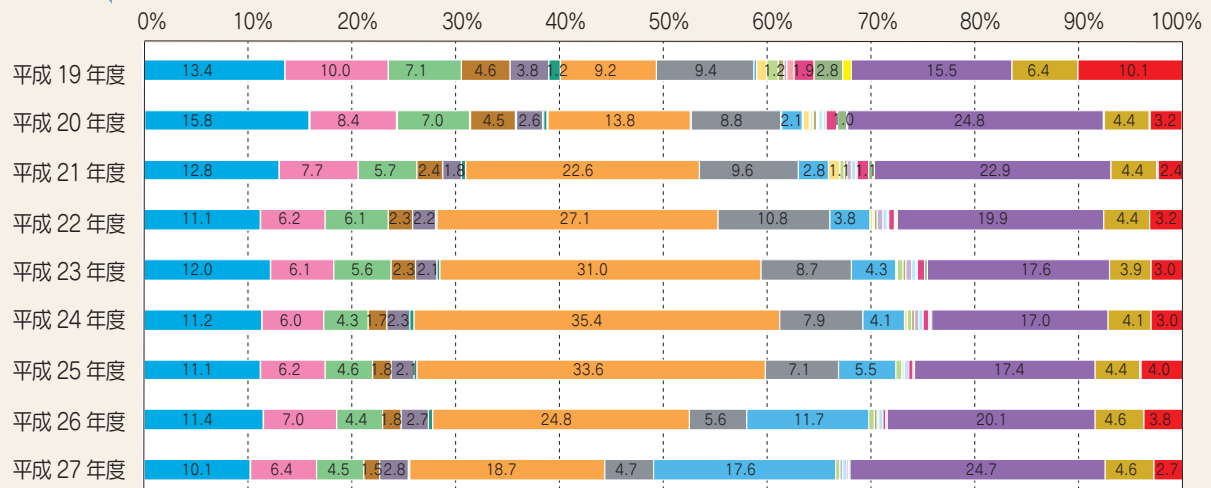


エ 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体は、ホームページ（携帯）が17.6%を占め、前年度の11.7%から5.9ポイント増加し、他の認知媒体に比べて最高の伸び率を示した。これは、利便性を追求したホームページ（携帯）の改修やツイッターによる業務紹介など様々な工夫を行った結果といえる。また、平成24年度以降再利用の方の割合が増加しており、平成27年度は24.7%となった。

資料5-6

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



認知媒体	警察	その他の関係機関	地方公共団体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(PC)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成19年度	13.4%	10.0%	7.1%	4.6%	3.8%	1.2%	9.2%	9.4%	0.3%	0.9%	1.2%	0.5%
平成20年度	15.8%	8.4%	7.0%	4.5%	2.6%	0.4%	13.8%	8.8%	2.1%	0.6%	0.3%	0.4%
平成21年度	12.8%	7.7%	5.7%	2.4%	1.8%	0.4%	22.6%	9.6%	2.8%	1.1%	0.4%	0.3%
平成22年度	11.1%	6.2%	6.1%	2.3%	2.2%	0.2%	27.1%	10.8%	3.8%	0.3%	0.2%	0.3%
平成23年度	12.0%	6.1%	5.6%	2.3%	2.1%	0.3%	31.0%	8.7%	4.3%	0.1%	0.5%	0.3%
平成24年度	11.2%	6.0%	4.3%	1.7%	2.3%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%
平成25年度	11.1%	6.2%	4.6%	1.8%	2.1%	0.3%	33.6%	7.1%	5.5%	0.1%	0.5%	0.1%
平成26年度	11.4%	7.0%	4.4%	1.8%	2.7%	0.3%	24.8%	5.6%	11.7%	0.0%	0.6%	0.2%
平成27年度	10.1%	6.4%	4.5%	1.5%	2.8%	0.2%	18.7%	4.7%	17.6%	0.0%	0.4%	0.1%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折込チラシ	TV(CM・報道)	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104(番号案内)	その他
平成19年度	0.2%	0.0%	0.7%	0.0%	1.9%	2.8%	0.8%	15.5%	6.4%	0.0%	10.1%
平成20年度	0.2%	0.4%	0.2%	0.0%	1.1%	1.0%	0.0%	24.8%	4.4%	0.0%	3.2%
平成21年度	0.5%	0.4%	0.1%	0.0%	1.1%	0.4%	0.1%	22.9%	4.4%	0.1%	2.4%
平成22年度	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.6%	0.2%	0.1%	19.9%	4.4%	0.0%	3.2%
平成23年度	0.6%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.0%	17.6%	3.9%	0.1%	3.0%
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.0%	4.1%	0.1%	3.0%
平成25年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	17.4%	4.4%	0.1%	4.0%
平成26年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	20.1%	4.6%	0.0%	3.8%
平成27年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	24.7%	4.6%	0.1%	2.7%

(注) 平成18年度については、使用していた情報提供システムが異なり、正確な比較集計が難しいため、問合せ分野別内訳の統計は平成19年度から掲載している。

(3) 地方事務所

各地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

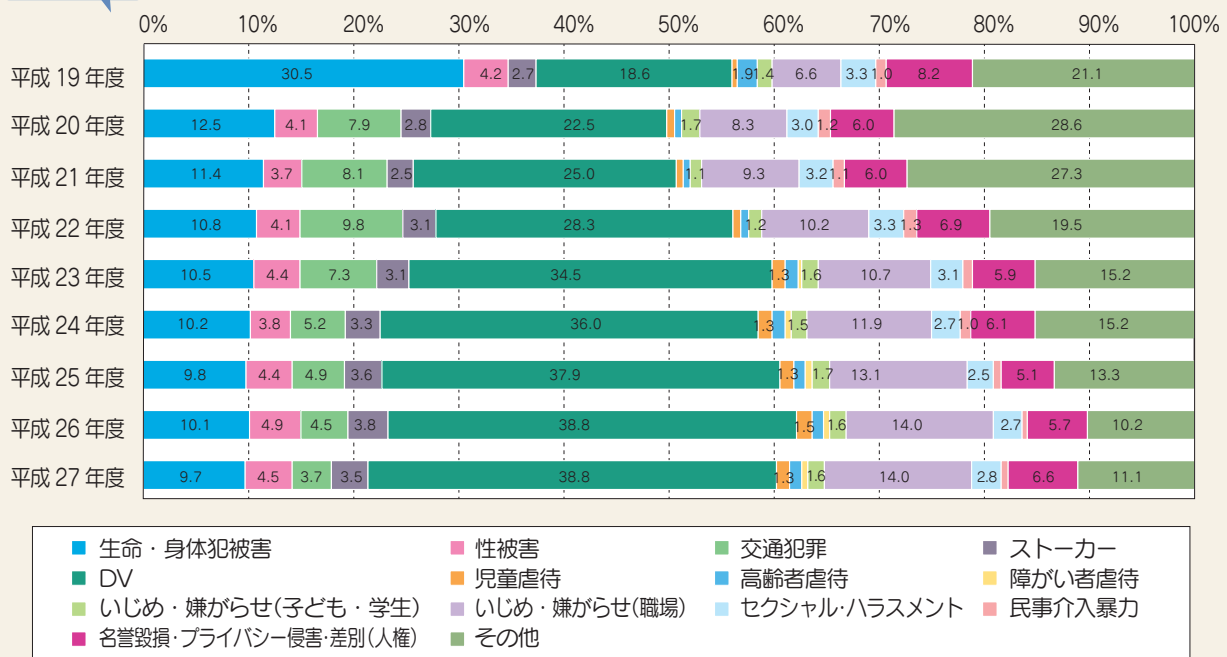
ア 問合せ件数

犯罪被害・刑事手続などに関する問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降の問合せ件数は累計118,958件となった。

イ 問合せ内容

平成27年度の問合せ内容内訳では、前年度同様DVの相談が最も多く、全体の38.8%を占めている。職場におけるいじめ・嫌がらせの相談については、前年度同様14.0%となり、平成19年度から平成27年度まで一度も減少していない。

資料5-7 地方事務所対応した問合せ内容の内訳の推移



被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	その他
年度														
平成19年度	30.5%	4.2%	—	2.7%	18.6%	0.5%	1.9%		1.4%	6.6%	3.3%	1.0%	8.2%	21.1%
平成20年度	12.5%	4.1%	7.9%	2.8%	22.5%	0.7%	0.7%		1.7%	8.3%	3.0%	1.2%	6.0%	28.6%
平成21年度	11.4%	3.7%	8.1%	2.5%	25.0%	0.7%	0.6%		1.1%	9.3%	3.2%	1.1%	6.0%	27.3%
平成22年度	10.8%	4.1%	9.8%	3.1%	28.3%	0.7%	0.8%		1.2%	10.2%	3.3%	1.3%	6.9%	19.5%
平成23年度	10.5%	4.4%	7.3%	3.1%	34.5%	1.3%	1.2%	0.3%	1.6%	10.7%	3.1%	0.9%	5.9%	15.2%
平成24年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%
平成25年度	9.8%	4.4%	4.9%	3.6%	37.9%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	13.1%	2.5%	0.7%	5.1%	13.3%
平成26年度	10.1%	4.9%	4.5%	3.8%	38.8%	1.5%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.7%	0.5%	5.7%	10.2%
平成27年度	9.7%	4.5%	3.7%	3.5%	38.8%	1.3%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.8%	0.7%	6.6%	11.1%

(注1) 平成18年度については、使用していた情報提供システムが異なり、正確な比較集計が難しいため、問合せ分野別内訳の統計は平成19年度から掲載している。

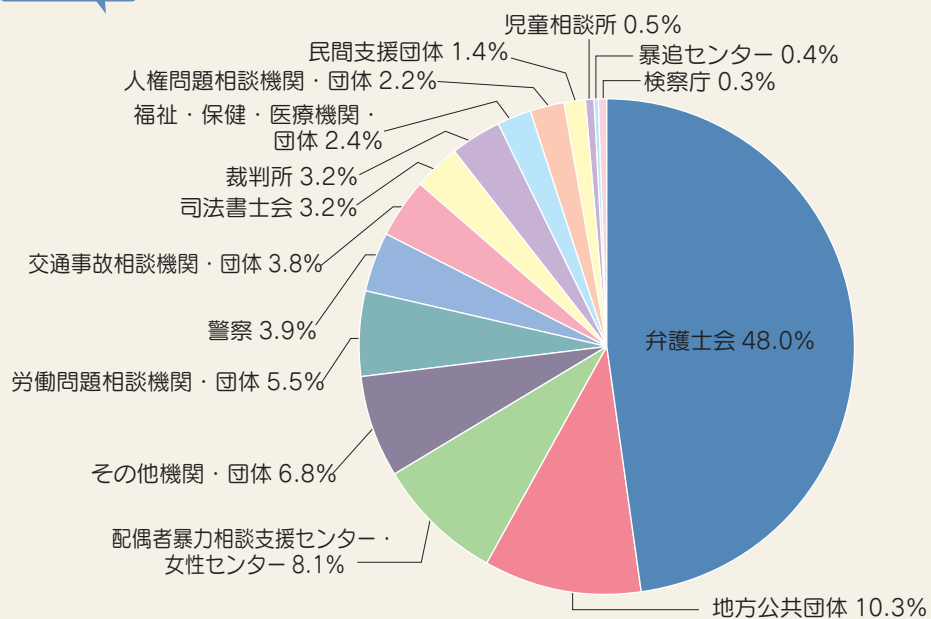
(注2) 障がい者虐待の実績は、平成19年度から平成22年度まで高齢者虐待の実績に含まれて計上されている。高齢者虐待との分類は、平成23年度から始めた。

ウ 紹介先

平成27年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先は、弁護士会が48.0%と最も多い。次いで地方公共団体が10.3%となっている。配偶者暴力相談支援センター・女性センター等は8.1%で順位は前年度と同じだが、近年のDV被害の問合せの増加に伴い、紹介件数は多くなっている。

資料5-8

平成27年度地方事務所で対応した問合せに対する紹介先



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある精通弁護士の数は、平成28年4月1日現在で3,441名となり、前年度より433名、平成18年度の業務開始時から計2,306名増加した。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

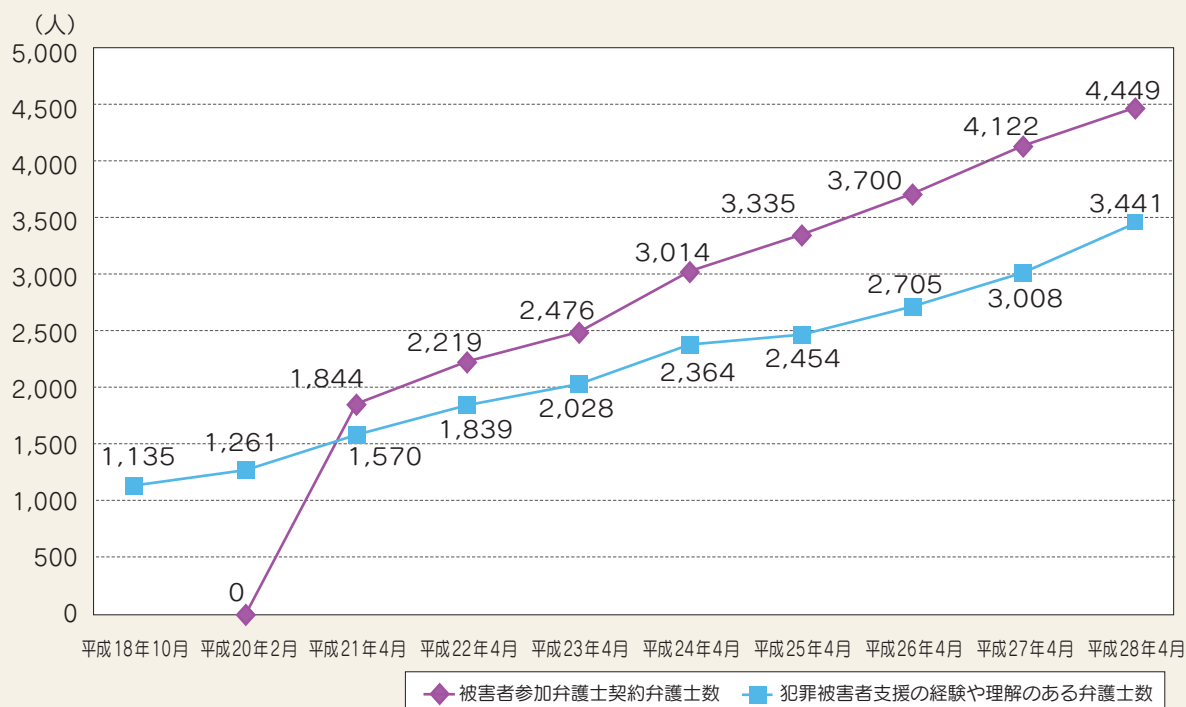
資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

(人)

地方 事務所名	人数										増減数
	平成18年 10月2日	平成20年 2月1日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成18年10月2日～ 平成28年4月1日
東 京	237	226	229	269	321	335	228	208	272	322	85
神奈川	26	25	25	49	78	79	148	145	156	201	175
埼 玉	19	23	28	30	34	34	35	36	37	38	19
千 葉	23	23	43	43	56	102	92	111	145	86	63
茨 城	22	22	31	39	43	49	54	55	64	77	55
栃 木	15	15	22	22	31	40	42	51	99	62	47
群 馬	16	16	25	25	25	25	25	45	47	47	31
静 岡	9	9	34	34	38	52	77	76	93	103	94
山 梨	14	15	15	15	14	27	32	38	37	36	22
長 野	38	43	42	76	76	75	75	75	75	152	114
新 潟	17	17	33	33	47	51	55	56	63	72	55
大 阪	68	69	93	90	91	97	96	102	53	152	84
京 都	29	46	51	84	94	104	107	108	102	150	121
兵 庫	41	42	59	64	63	66	65	65	87	100	59
奈 良	7	9	11	20	21	21	44	46	46	33	26
滋 賀	10	10	10	10	10	17	18	19	19	22	12
和歌山	23	28	28	28	29	36	35	34	33	33	10
愛 知	37	52	60	71	81	106	107	115	134	139	102
三 重	18	21	32	32	31	31	31	30	30	57	39
岐 阜	12	14	17	21	22	36	39	39	41	40	28
福 井	12	16	22	21	23	33	35	36	38	43	31
石 川	27	29	28	28	27	32	40	40	43	44	17
富 山	11	11	11	11	11	11	11	16	17	22	11
広 島	10	10	10	11	12	22	19	28	37	41	31
山 口	18	17	16	16	16	16	16	30	29	29	11
岡 山	21	24	29	29	27	42	41	50	58	68	47
鳥 取	12	12	11	11	10	21	21	24	23	23	11
島 根	1	6	14	13	16	17	20	23	28	28	27
福 岡	70	91	149	177	187	196	217	226	223	248	178
佐 賀	13	13	28	30	32	27	27	39	40	40	27
長 崎	12	13	15	15	24	28	34	40	46	58	46
大 分	6	14	14	30	42	49	51	53	60	61	55
熊 本	14	14	14	18	26	27	25	25	29	35	21
鹿児島	28	27	29	29	27	28	30	43	43	51	23
宮 崎	16	16	19	19	19	27	28	28	32	31	15
沖 縄	13	13	12	11	11	11	11	35	34	43	30
宮 城	16	20	20	19	24	31	31	65	71	77	61
福 島	1	17	21	21	27	35	25	24	30	37	36
山 形	20	20	20	20	19	30	31	29	47	54	34
岩 手	7	6	28	28	27	26	24	24	26	27	20
秋 田	24	32	32	33	32	32	38	38	39	39	15
青 森	4	4	4	20	21	22	21	24	29	26	22
札 幌	29	28	28	41	44	81	91	105	121	142	113
函 館	13	12	14	13	12	16	18	27	30	29	16
旭 川	4	4	5	6	5	7	16	14	13	13	9
釧 路	8	8	17	17	17	19	19	22	23	23	15
香 川	10	23	23	37	26	28	31	41	43	53	43
徳 島	15	15	23	23	23	36	35	48	46	53	38
高 知	7	6	11	18	17	12	20	22	26	33	26
愛 媛	12	15	15	19	19	19	23	32	51	48	36
合 計	1,135	1,261	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	3,008	3,441	2,306

資料 5-10

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

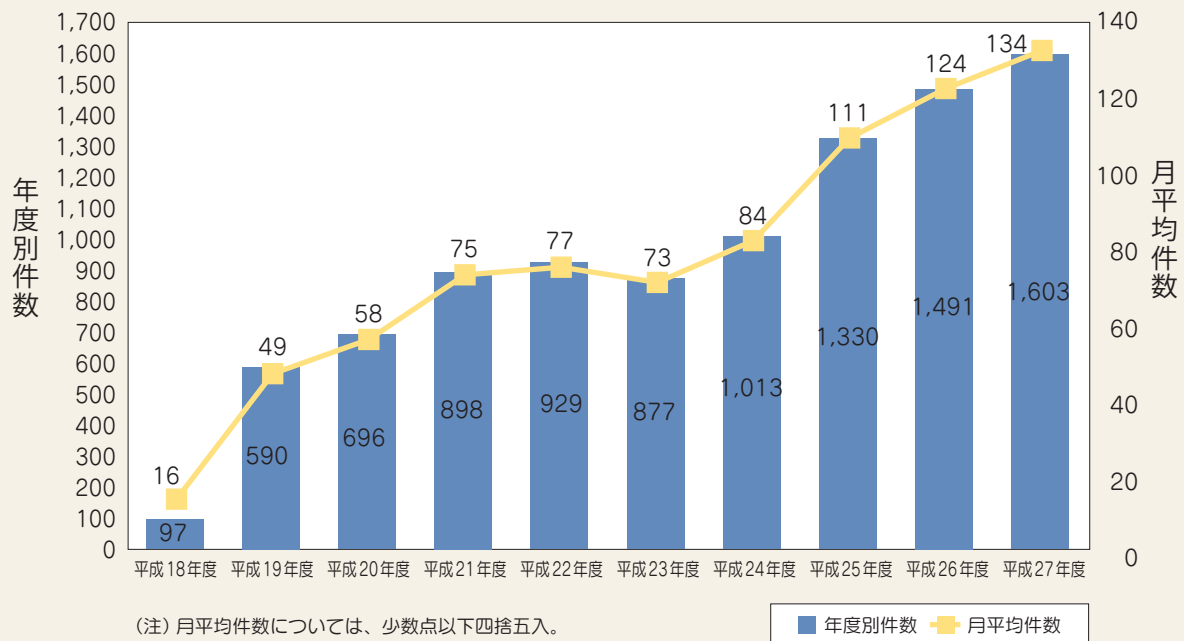


(注) 被害者参加人のための国選弁護（被害者参加弁護士）制度は平成20年12月1日より導入された。
地方事務所別の契約弁護士数の推移については、後掲【資料5-14】のとおりである。

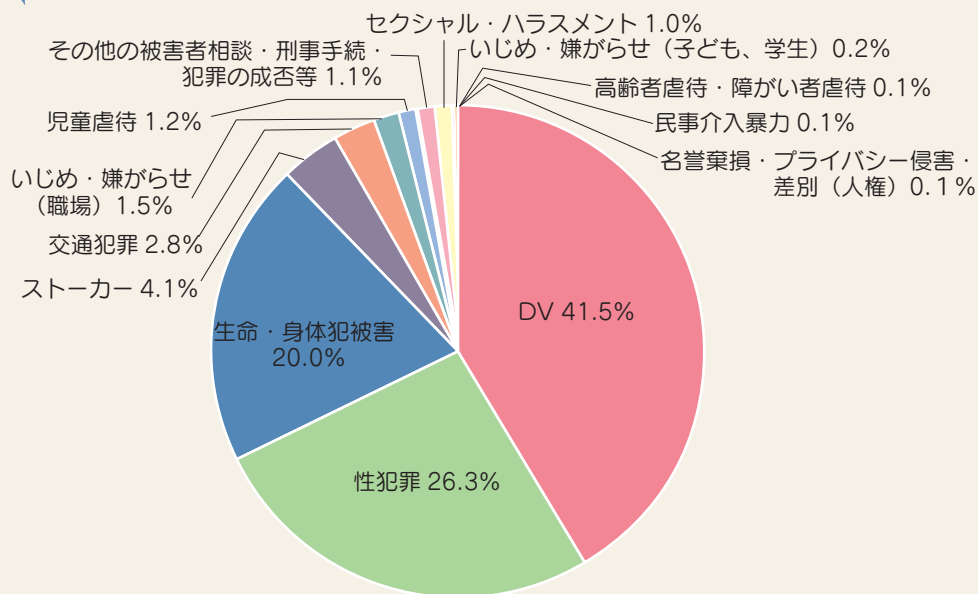
(イ) 弁護士紹介件数

平成27年度の弁護士紹介件数は1,603件で、平成26年度より112件の増加となった。平成24年度に1,000件を超え、その後継続して増加しており、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかねばならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別では、DV、性被害、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の87.8%を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の年度別及び月平均件数の推移



資料 5-12 平成 27 年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



5-3 被害者国選弁護関連業務

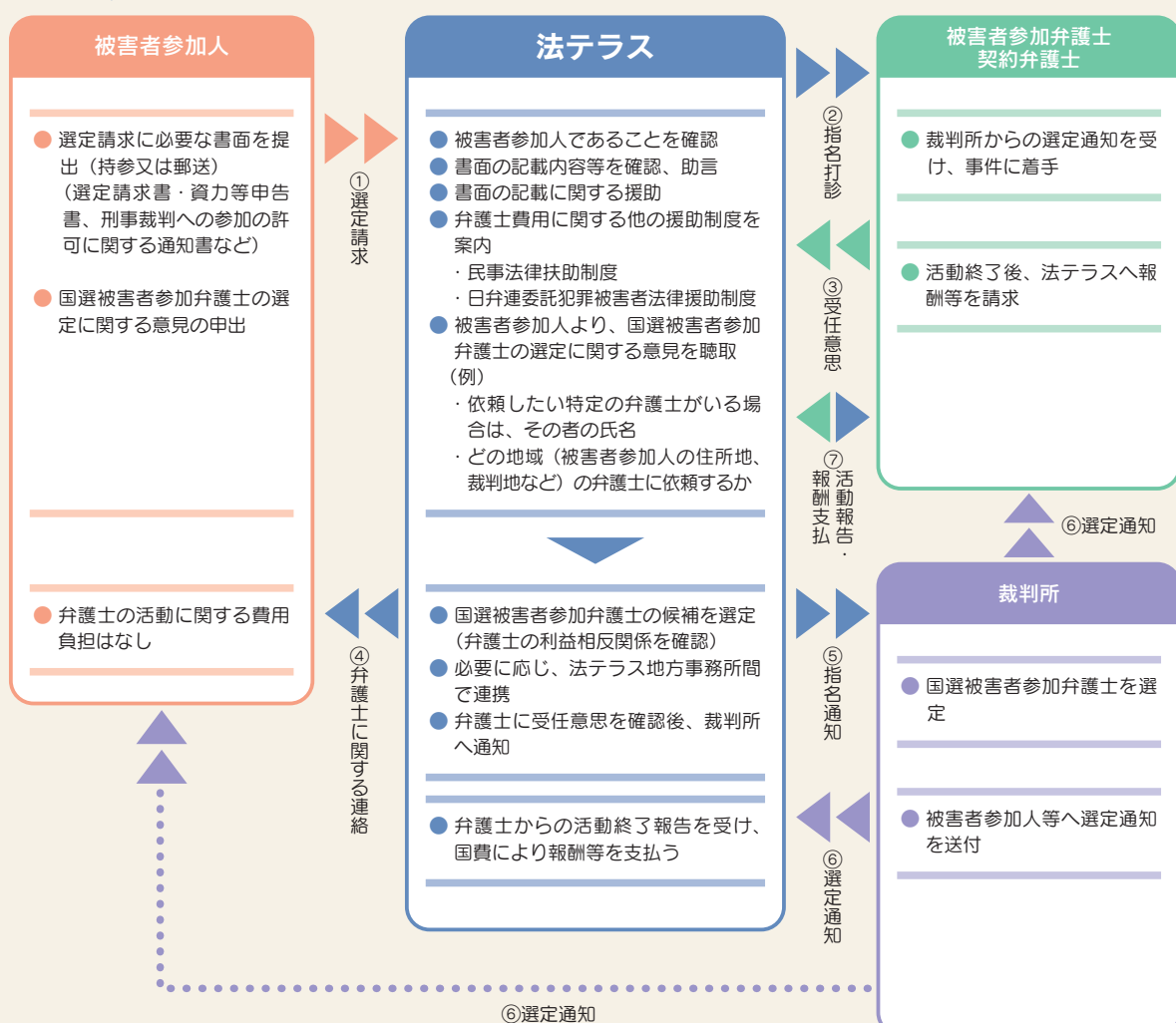
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、平成28年4月1日現在で4,449名となった。前年度より327名、被害者参加制度が施行された平成20年度からは計2,902名の増加である。今後、刑事裁判への参加を許可される被害者などの増加も見込まれることから、被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

(人)

地方 事務所名	人数									増減数
	平成20年 12月1日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	
東 京	175	181	237	283	335	363	399	451	494	319
神奈川	54	67	84	106	128	149	163	197	219	165
埼 玉	19	31	43	52	59	54	56	66	68	49
千 葉	64	78	79	76	114	161	179	226	238	174
茨 城	23	34	46	52	76	82	111	111	114	91
栃 木	10	19	22	40	56	64	68	92	80	70
群 馬	38	38	39	40	51	52	77	74	74	36
静 岡	34	36	37	38	43	44	48	77	101	67
山 梨	16	18	19	18	28	34	34	38	39	23
長 野	70	51	61	78	92	92	119	127	135	65
新 潟	30	33	45	56	69	83	83	83	107	77
大 阪	77	85	107	125	132	134	137	150	168	91
京 都	19	50	62	57	91	122	141	137	165	146
兵 庫	39	41	50	58	64	82	84	103	113	74
奈 良	13	16	43	45	52	37	42	42	31	18
滋 賀	18	19	19	20	27	30	30	32	36	18
和歌山	26	26	26	28	35	34	33	33	33	7
愛 知	76	77	79	79	110	117	122	140	144	68
三 重	24	27	32	38	38	44	50	50	57	33
岐 阜	16	16	19	20	27	32	31	33	33	17
福 井	16	18	20	26	29	37	42	47	48	32
石 川	16	16	30	30	38	39	50	54	53	37
富 山	15	16	17	17	19	19	20	21	27	12
広 島	19	44	52	58	88	91	112	129	138	119
山 口	13	42	46	55	57	66	65	82	89	76
岡 山	19	22	22	23	38	44	53	64	78	59
鳥 取	26	23	23	21	23	23	33	43	42	16
島 根	12	18	20	23	27	29	29	33	41	29
福 岡	55	102	138	156	164	191	199	215	246	191
佐 賀	29	29	30	37	37	50	58	60	59	30
長 崎	49	59	58	60	68	71	75	81	79	30
大 分	26	30	39	49	58	58	60	71	75	49
熊 本	59	70	86	100	103	115	131	135	132	73
鹿児島	35	33	39	30	36	33	34	42	49	14
宮 崎	34	47	52	53	84	81	82	87	90	56
沖 縄	22	27	26	27	29	30	40	42	55	33
宮 城	11	25	25	35	43	44	74	77	83	72
福 島	16	19	22	23	23	26	32	39	45	29
山 形	24	26	26	32	36	37	39	46	43	19
岩 手	25	27	28	25	25	36	36	34	34	9
秋 田	13	13	15	14	18	25	26	27	27	14
青 森	2	4	20	16	24	24	34	26	26	24
札 幌	51	52	72	72	102	110	126	141	160	109
函 館	10	11	15	16	20	26	27	30	32	22
旭 川	15	20	24	28	38	43	43	48	54	39
釧 路	7	19	24	28	34	39	39	40	45	38
香 川	19	17	19	26	28	29	28	28	24	5
徳 島	31	29	28	29	47	46	43	49	52	21
高 知	10	12	19	23	20	31	32	38	39	29
愛 媛	27	31	35	35	31	32	31	31	35	8
合 計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	3,700	4,122	4,449	2,902

イ 選定請求状況

平成27年度は521件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から平成28年3月までに受け付けた選定請求は累計2,403件となった。平成20年度からの選定請求件数の起訴罪名内訳を見ると、強姦・強制わいせつ等は毎年度増加を続け、平成27年度は全体の約44%を占めている。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数									
	合計	(割合)	平成20年度 (4か月)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
殺人（殺人未遂）	377	(15.7%)	6	50	40	45	67	47	56	66
傷害	352	(14.6%)	6	27	31	53	42	53	61	79
傷害致死	141	(5.9%)	4	5	19	25	22	15	29	22
強姦・強制わいせつ等	961	(40.0%)	6	68	77	91	109	175	207	228
危険運転致死傷	56	(2.3%)	0	3	3	2	5	14	12	17
業務上過失致死傷	16	(0.7%)	0	1	3	1	0	1	5	5
重過失致死傷	3	(0.1%)	0	3	0	0	0	0	0	0
過失運転致死傷等	296	(12.3%)	5	31	31	40	39	47	37	66
逮捕・監禁等	37	(1.5%)	0	3	3	3	4	6	9	9
略取・誘拐等	11	(0.5%)	0	2	1	1	1	2	1	3
人身売買	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	140	(5.8%)	2	9	21	19	13	20	30	26
その他刑法犯	11	(0.5%)	0	1	2	2	0	3	3	0
特別法犯	2	(0.1%)	0	1	0	0	0	0	1	0
合計	2,403	(100.0%)	29	204	231	282	302	383	451	521

資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）

罪名	被害者参加を許可された人員数								国選被害者参加弁護士への委託人員数								国選率 (B/A)
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	合計(A)	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	合計(B)	
殺人（殺人未遂）	51	126	145	115	112	101	157	807	21	58	60	66	67	55	74	401	49.7%
傷害	65	63	60	71	121	106	128	614	24	27	31	29	57	51	70	289	47.1%
傷害致死	31	32	53	80	90	41	68	395	14	22	34	33	41	27	34	205	51.9%
強姦・強制わいせつ等	60	107	113	140	188	254	270	1,132	33	66	74	90	140	177	179	759	67.0%
危険運転致死傷	6	23	14	19	50	34	17	163	0	13	2	4	13	9	6	47	28.8%
業務上過失致死傷	14	12	19	66	175	45	56	387	0	0	1	0	0	4	1	6	1.6%
重過失致死傷	3	5	0	3	3	6	2	22	2	1	0	0	0	0	0	3	13.6%
自動車運転過失致死傷	282	345	369	381	433	467	168	2,445	23	34	22	50	60	66	20	275	11.2%
逮捕・監禁等	0	3	1	3	10	5	4	26	0	0	0	0	3	0	4	7	26.9%
略取・誘拐等	3	2	2	7	2	9	16	41	1	0	1	4	2	1	14	23	56.1%
強盗致死傷・強盗強姦等	15	70	75	55	57	74	62	408	8	39	29	32	18	51	44	221	54.2%
その他刑法犯	9	7	21	17	7	12	28	101	5	5	15	9	3	8	18	63	62.4%
道路交通法違反	20	43	27	40	48	43	34	255	0	7	3	6	5	9	8	38	14.9%
自動車運転過失傷処罰法違反	—	—	—	—	—	26	357	383	—	—	—	—	—	2	60	62	16.2%
その他特別法犯	1	1	3	3	2	4	10	24	0	0	3	1	1	2	1	8	33.3%
合計	560	839	902	1,000	1,298	1,227	1,377	7,203	131	272	275	324	410	462	533	2,407	33.4%

（注）平成22年から平成26年の被害者参加の申出人数は5,333名であり、被害者参加の申出をした者のうち98.7%（5,266名）が参加を許可されている。

5-4 被害者参加旅費等支給業務

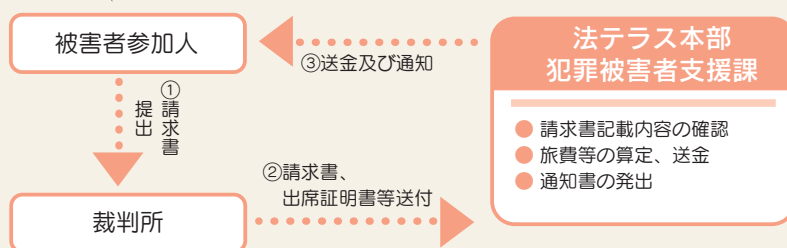
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、本部犯罪被害者支援課において、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

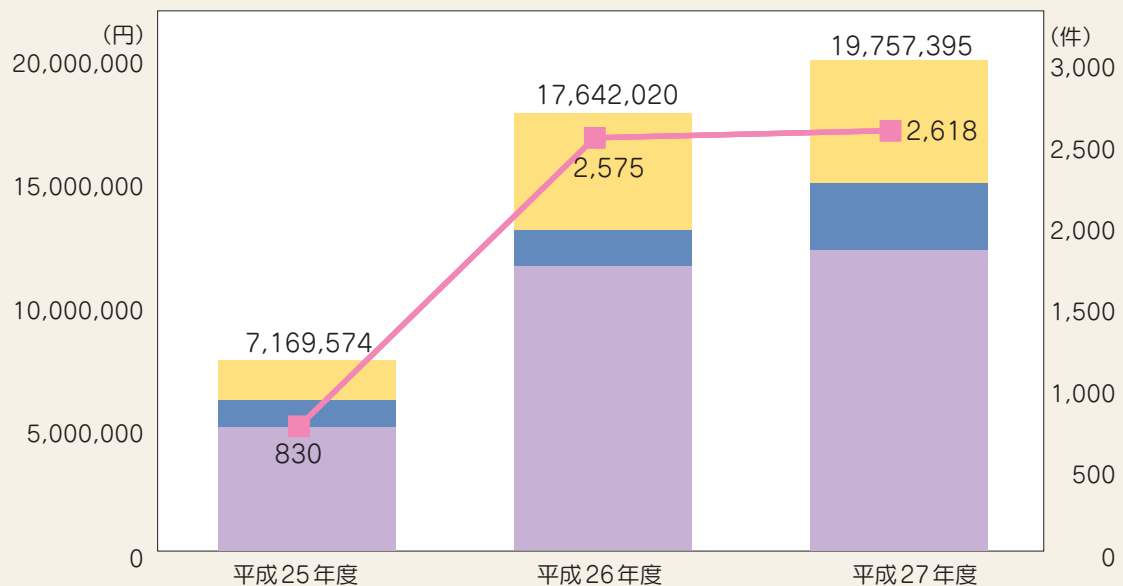
平成27年度は被害者参加人から2,594件の請求を受け、計1975万7395円の旅費等を送金した。制度が施行された平成25年度から、旅費等の送金件数は毎年度増加している。今後も裁判所等との連携のもと、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-17 被害者参加旅費等の支給の流れ



資料 5-18 被害者参加旅費等支給業務実績の推移

年月	請求 件数	送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成 25 年 12 月	184	124	1,247,084	118	852,384	121	246,500	14	148,200
平成 26 年 1 月	190	157	1,448,690	156	1,001,990	151	300,900	10	145,800
2 月	268	292	2,259,713	288	1,272,313	283	574,600	21	412,800
3 月	297	257	2,214,087	251	1,342,587	248	518,700	18	352,800
4 月	135	196	1,722,522	196	1,158,722	195	384,400	10	179,400
5 月	149	171	1,232,726	167	822,526	168	327,700	5	82,500
6 月	250	233	1,389,491	226	909,391	224	406,300	5	73,800
7 月	199	200	1,655,457	199	1,151,657	196	360,400	7	143,400
8 月	147	160	1,010,284	158	607,684	153	285,600	6	117,000
9 月	198	179	1,294,022	167	721,422	178	363,800	9	208,800
10 月	201	194	1,747,152	193	1,261,752	189	357,000	9	128,400
11 月	164	202	1,086,964	199	658,764	196	350,200	6	78,000
12 月	290	247	1,593,643	241	1,044,843	237	431,800	9	117,000
平成 27 年 1 月	175	149	1,120,037	146	749,437	145	290,800	6	79,800
2 月	287	294	1,526,022	291	932,822	285	513,400	6	79,800
3 月	383	350	2,263,700	346	1,421,200	340	635,800	13	206,700
4 月	167	235	1,132,827	234	648,927	232	428,400	4	55,500
5 月	196	181	1,118,514	179	714,614	175	314,500	6	89,400
6 月	224	243	1,713,909	240	1,012,409	237	463,300	6	238,200
7 月	252	234	1,800,263	227	878,763	225	470,900	13	450,600
8 月	143	157	768,062	156	471,862	154	278,800	1	17,400
9 月	161	151	778,984	150	466,884	146	263,500	4	48,600
10 月	223	221	1,998,962	216	1,280,562	213	440,300	17	278,100
11 月	168	162	1,622,530	161	1,142,930	156	307,700	11	171,900
12 月	255	210	1,327,999	210	764,499	209	401,200	11	162,300
平成 28 年 1 月	161	228	2,179,929	178	1,072,629	210	489,600	18	617,700
2 月	252	237	2,178,369	235	1,482,469	230	447,500	13	248,400
3 月	392	359	3,137,047	340	2,162,047	344	683,400	17	291,600
計	6,111	6,023	44,568,989	5,868	28,008,089	5,840	11,337,000	275	5,223,900



(注) 被害者参加旅費等支給制度は平成 25 年 12 月 1 日より導入された。

■ 日当 ■ 宿泊料 ■ 旅費 ■ 送金件数